

独立行政法人国際協力機構の平成22年度の業務実績に関する項目別評定表

平成23年8月24日

中期目標評価：中期計画において定められた各項目についての達成度を評価する。
事業年度評価：中期計画において定められた各項目についての実施状況を評価する。

イ：中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を大きく上回って順調であり、特に優れた実績を挙げている。
ロ：中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。
ハ：中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。
ニ：中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画に対してやや順調でない。
ホ：中期計画等の実施状況が当該事業年度において順調でない。

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	(1)組織運営における機動性の向上	<p>開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者や民間セクターとも連携を図り、開発途上地域のニーズを的確に把握する。</p> <p>また、統合効果を最大限に発揮する観点から、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるような体制の定着を図る。</p> <p>併せて、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。</p> <p>さらに、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点について設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを行う。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現地ODAタスクフォース等、現地における政府開発援助(以下「ODA」という。)実施のための連携体制に積極的に参加する。 ●人員の在外への配置や現地職員の活用等により適正な人員体制の整備を進めるとともに、事業実施において在外主導體制の定着を図る。 ●部局間の連携を強化するとともに、業務運営に係る決裁プロセスを合理化し業務効率の促進を図る。 ●既存の各システムを有効活用して予算執行の予測性を高め、予算の執行管理・調整機能の一層の強化を図る。 ●EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。 ●国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p>	小No.1: ハ	中No.1: ハ	<p>平成22年度は、統合後の定期モニタリングの結果等を踏まえて、組織運営及び業務遂行上取り組むべき事項をとりまとめるとともに、組織横断的な中期的課題に対する取組について、検討に着手した。</p> <p>現場の機能強化としては、在外職員数は、旧国際協力銀行(海外経済協力業務)と統合した20年度にカウント方法を見直したが、同一の定義とすると、中期目標期間中に増加していることを確認した。その他、現地職員の活用促進に向けた執務資料の英文化や研修等の実施、海外拠点の事務の合理化を図るべく、本部への代替可能な経理業務の移管を行うとともに、在外の現場の最前線への人事配置を一層促進すべく検討を行う等の取組を確認した。このように、開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、海外拠点の体制・機能強化に向けた取組を着実に実施した。</p> <p>海外拠点についてはサウジアラビア事務所を廃止するとともに、海外拠点の配置適正化や体制の包括的な見直しについて、今後の協力の方向性や事業規模等を踏まえ検討を行っている。国内拠点については、22年度の利用者数は増加した。地域と国際協力をつなぐ役割を強化し、国民の理解と支持を促進するとともに国際協力の裾野も拡大すべく、国内事業及び国内拠点のあり方について検討を行った。また、国内拠点の第三者検証結果も踏まえ、各センターで地域の国際協力との結節点としてセミナー、イベント、出前講座等を通じ、地域の大学、NGO、自治体、民間企業等との関係団体の協働の場の形成や市民参加協力の拡大に努めた。</p> <p>予算執行管理体制について、より適切かつ効率的に行なうための仕組・体制についての検討を行った。</p> <p>なお、23年3月11日に発生した東日本大震災においては、地震発生当日に理事長を本部長とする安全対策本部を設置し、迅速に機構関係者の安否や被災地域にある国内拠点の状況等を把握の上、対応を行った。また、国内拠点を活用した被災地支援を展開した。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。</p> <p>なお、在外強化のため、海外拠点の権限・機能強化の検討及び現地の実情に応じた現地職員の活用が望まれる。また、海外拠点の経理業務のうち本部で代替可能な業務の本部移管について、できる限り広範囲の移管を期待する。海外拠点の配置適正化については、卒業移行国向け支援の必要性や開発協力の今後の方向性、我が国他機関との連携状況等にも鑑み、中長期的な視点での判断が求められる。国内拠点の配置適正化について、入館率が低めの国内拠点については、運営方法の見直し及び業務改善の取組を行うとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえた広尾センターの機能移転、大阪及び兵庫国際センターの統合等については、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績も考慮し、検討をさらに進めることを期待する。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2)業務運営全体の効率化	<p>(イ)業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの効率化を図る。 ●コンサルタント契約の手続きの合理化を図る。 ●内部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。 <p>(ロ)随意契約等における委託等について、国における見直しの取組(「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図るとともに、契約の妥当性について、第三者の参加を得て検証を行う。併せて、委託先での執行状況をチェックするシステムを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関連公益法人等との契約における見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約の拡大を進める。 ●契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行うとともに、契約の情報を積極的に開示し、透明性の確保を図る。また、委託先での適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認等のチェック手続きを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家等派遣事務手続きの効率化 ・研修員受入事務手続きの効率化 ・ボランティア関連事務手続きの効率化 ・コンサルタント契約手続きの簡素化、合理化 ・内部連絡文書の合理化状況 <ul style="list-style-type: none"> ・関連公益法人等との契約実績(21年度までに一般競争入札等へ移行し、競争性のない随意契約の割合(18年度契約実績ベース)が件数で4%、金額で3%に減) ・「随意契約見直し計画」の進捗状況及び第三者による検証結果(「随意契約見直し計画」の実行により、23年度末までに、競争性のない随意契約の割合(18年度契約実績ベース)が件数で38%、金額で17%に減) ・契約の情報開示の状況 ・委託先の執行状況のチェックシステムの強化 ・不正行為等に対する取組 ・市場化テストの導入実績(海外移住資料館の管理・運営業務及び国際協力人材センターの業務にかかる民間競争入札の実施) 	小No.2: ハ	中No.2: ハ	<p>平成22年度は、専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きについて、手続きの簡素化、システム等の導入による電子化を進めるとともに、コンサルタント契約の精算手続きの合理化に向け、実績データに基づき定率の見直しやモニタリング方法の改善を検討したほか、精算時の証憑書類の大幅な削減等の事務処理の改善を行った。契約監視委員会を7回開催し、21年度に締結した競争性のない随意契約の網羅的な点検を行い、競争性のある契約への移行の可能性について審議した。「随意契約等見直し計画」の目標値は達成できなかったものの、約8割に相当する契約に関しては、契約監視委員会において競争性のない随意契約であることの妥当性が確認された。一者応札・応募の削減については、機構独自の登録制度の廃止、評価対象外業務従事者の要員計画の柔軟化、業務実施契約における業務管理グループ制度の導入等の応募条件の緩和を図ったものの、競争性のある契約に移行したが結果的に一者応札・応募となった契約が多かったことから、目標には及ばなかった。関連公益法人との競争性のない随意契約については、14件からゼロ件とするべく取り組んだ結果、22年度には3件と大幅に減少した。</p> <p>経費の効率化については、平成22年度は、中期計画に定める削減目標に沿って、業務経費及び一般管理費は、それぞれ前年度予算比1.3%及び18年度予算比年率3%以上の効率化を達成した。特に、一般管理費については、円高により外貨建て支出額が減少したこと等から計画を大幅に上回る削減率となっている。人件費についても、22年度計画の削減目標に沿って、対17年度実績比5.0%を上回る削減を行った。また、これらの効率化の取組が事業の質の低下をもたらさないよう、22年度は、職員のモニタリング能力強化に向けた事業マネジメント研修を行った。さらに、職員の事業手続き面での業務負担を軽減し、より多くのリソースを質の確保に必要な業務に振り向けられるよう事後段階のモニタリング・評価制度の見直しを行うとともに、社会調査手法研修の試行的実施及びベースライン調査の優良事例収集等を行った。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。</p> <p>なお、各種事務手続きの簡素化やシステム化等による効率化は、不断の取組が必要である。また、入札及び契約の適正化に向けた取組について、契約監視委員会の活動状況やその成果は、適正であることを確認した。随意契約等見直し計画は、目標は未達であるが、原因として、機構の業務の性質上主に在外契約について相手先が特定される在外研修等があるためと検証されており、今後も引き続き改善が必要であるが、取組状況は概ね良好であると判断する。一者応札・応募については、削減に向けた努力は評価できるが、計画自体は未達である。契約全般の状況を考慮すると、特に入札率の向上といった数値目標により全体として契約の適正化が進むという局面ではなく、競争契約としたものについても一定期間経過後にその効果を検証すべきである。特にコンサルタント選定については、当該サービスの需給の関係から入札化や一者応札・応募の縮減といった方向のみでは対処が困難であると考えられおり、今後、契約類型ごとの適正化方策を検討すべきである。機構の契約の特徴としてコンサルタントとの契約方式として企画競争・公募が採用されていることが上げられるが、選定段階の妥当性についてより詳細な評価基準の公表開始及び第三者による審査の導入は評価に値し、今後はこれを定着する努力が求められる。</p> <p>人件費については、平均給与水準が国家公務員より高い理由について、国民の理解を得られるよう、一層わかりやすい説明を行う必要がある。また、効率化の取組が業務の質の低下をもたらさないよう、モニタリングを継続すべきである。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(ホ)「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日付各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、主要な業務・システムに係る監査並びに刷新可能性調査を実施するとともに、平成21年度末までに、最適化計画を策定する。策定した最適化計画は速やかに公表し、実施する。</p>	<p>システム最適化計画の策定及び実施の状況</p>		中No.2: ハ	
		<p>(ハ)中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及び事業内容の見直しを行い、運営費交付金を充当する業務経費(重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。)について、要員の待遇見直しや調査業務の一層の効率的実施等の取組によって、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成する。</p> <p>また、中期目標期間中、運営費交付金を充当する一般管理費(特殊要因又は受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。)について、人件費、事務所借料等の経費の削減によって、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成する。</p> <p>また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(平成18年度から5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度から5年間で5%以上の削減を行い、その際、役職員の給与について必要な見直し等を進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。ただし、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく研修監理業務及び専門家等派遣支援業務の実施に必要な人件費は削減対象より除く。</p> <p>(ニ)効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないよう、モニタリング手法の確立に努める。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>運営費交付金を充当する業務経費の毎事業年度1.3%以上の効率化</p> <p>運営費交付金を充当する一般管理費の平成18年度比年率3%程度の効率化</p> <p>人件費の削減(18年度から6年間で6%以上(対17年度実績比)の削減)</p> <p>業務の質に係るモニタリング手法(プロジェクトの成果管理等)の確立に向けた取組</p>	小No.3: □		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	(1) 統合効果の発揮	<p>国際競争力の高い援助を実施するため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用し、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応する。援助事業のプログラム化を進め、3つの援助手法の相乗効果を最大限に発揮させるよう取り組む。そのため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国別・地域別アプローチを強化し、開発途上地域等の開発政策に則し、3つの援助手法を一体的に活用した効果的な事業を実施する上で、優良な協力プログラムの形成を支援する。 ●技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法に係る調査業務を「協力準備調査」として集約し、案件形成の迅速化とともに3手法間の連携による援助効果の向上を図る。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国別援助実施方針及び事業展開計画の作成・活用実績 ・協力プログラムの形成状況 ・協力準備調査の導入・実績 ・迅速化に向けた取組 	小No.4: ハ	中No.3: ハ	<p>開発効果の最大化を実現すべく、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応するため、外務省の「国別援助方針」への参考に供すること、実施機関として質の高い事業を行うことを目的に開発課題や過去の経験・教訓、協力のアプローチに関する分析・考察等に重点をおいた国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」(AW)の策定に着手したほか、これまで機構で実施してきたプログラム強化の取組を促進するため、外務省との間でインドネシア、ラオス、バングラデシュ、ガーナ、タンザニアの5カ国において試行的にプログラムを形成することを初めて合意した。これにより、AWを踏まえてプログラムを形成・実施することが外務省と機構の共通の手続きとして確認され、案件形成・採択に係る政府の意思決定プロセスにプログラム・アプローチが明確に位置づけられることとなり、より包括的・効果的なアプローチ及び事業展開が期待される。また、試行的プログラムにおいては、3つの援助手法を適切に組み合わせた一体的な運用により、プログラムの目的達成に向けた事業展開が実現するよう取り組んでいる。</p> <p>また、22年度に着手した協力準備調査104件のうち、各種援助手法を最適に活用した協力プログラムの形成を目的としたものは25件であった。一方で、協力準備調査を経て円借款供与が実現した事業は22年度は9件(21年度は3件)となっており、協力準備調査が有償資金協力案件の迅速な形成に着実に寄与するツールとなっている。</p> <p>以上の取組の結果、調査等のプロセス短縮や制度変更による事業の迅速化、技術協力の成果の資金協力による拡大、技術協力及び資金協力を複合的に活用した包括的な支援の実現等、統合によるシナジー効果が発現してきている。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。</p> <p>なお、AWやパイロットプログラムの試行による国別アプローチの強化や3つの援助手法の適切な組み合わせによる協力プログラムの戦略性向上等の取組の方向性は高く評価するところ、今後はその成果を確実に発現させるとともに、具体的な成果について対外的に説明を行うことを期待する。</p>
	(2) 事業に関する横断的事項	<p>(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、海外経済協力会議で審議される重要事項、政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助計画、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国別・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上国側の開発政策及び援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力、有償資金協力、無償資金協力等につき、これらの援助手法の特色を十分に活かしつつ、効果的に業務を実施する。その際、開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努めるとともに、他の援助実施機関との連携を密にし、さらには、日本政策金融公庫(国際協力銀行業務)等の政府開発援助以外の公的資金(〇〇F)の実施機関との連携を図る。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。 ●各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し、効果的な活用を推進する。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案件形成支援の実績 ・(変更前指標)案件形成支援における現地リソースの活用状況 ・(変更前指標)企画調査員の配置の重点化 ・課題別指針の策定・更新実績 ・分野・課題データベースやコンテンツの整備・活用の実績 	小No.5: □	中No.4: □	<p>効果的な事業の実施については、政府の開発援助政策及び方針に則り、開発途上国の援助需要を踏まえた案件形成支援を行うとともに、アフリカ支援、ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた取組、気候変動対策、アジア支援、アフガニスタン・パキスタン支援といった重点政策に沿った協力を実施し、特にアフリカ支援については、政府が主導した「横浜行動計画」に基づく平成24年までの対アフリカODAを倍増するという国際公約の期限前の達成に機構として大きく貢献した。また、政府の新成長戦略の推進・加速に寄与するべく補正予算(第1号)により、インフラ海外展開促進支援等の取組を実施した。開発パートナーシップの強化のため、他ドナーとの国・地域レベルでの戦略的な連携の枠組づくりや新興ドナーとの連携強化の取組を行うとともに、援助協調の枠組構築に貢献するべく機構の知見を積極的に発信した。また、民間企業との連携のためのツールとしてBOPビジネス連携促進及びPPPインフラ事業に関する調査の制度構築や公募を行うとともに、官民連携案件を形成・実施した。さらに、地方自治体、大学、NGO等との連携強化に努めた。事業の質の向上を図るべく、開発課題や事業実施に関する知識・ノウハウの蓄積、人間の安全保障の視点の事業への反映に努めた。また、アフガニスタン等の安全管理上の特別な配慮が必要な地域における関係者に対する安全管理・対策の強化に取り組んだ。</p> <p>情報公開、広報については、情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求に適正に対応するとともに、個人情報保護制度の定着を図るべく「個人情報保護ハンドブック」を改訂するなどの取組を行った。広報については、政府の指摘も踏まえ、経費の節減に努めながらも、広報効果の向上に向け前年度に策定した新広報戦略に基づき、専門広報と一般広報の双方の促進や広報基幹業務化の一層の推進を図りつつ、さらなる対外発信を強化するため、新たな取組手法を積極的に導入した。わかりやすい広報(一般広報)については、ODA事業の透明性と情報開示の向上のため、「ODA見える化サイト」を機構ホームページ上に立ち上げ、事業の概要を分かりやすく紹介することにより理解促進を図ったほか、日本と開発途上国の相互依存度に着目したODA広報や、国際協力のプラットフォーム事業を開始し、従来にない新たな広報の展開を行った。海外広報については現地向けの研修やフランス語による発信の開始等に取り組む、前年度比で大幅な報道実績の増となった。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>●従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、災害、感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。</p> <p>●地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップを強化し、その知見や技術を事業に活用するとともに、我が国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、他の援助国や国際援助機関との連携・協調を図る。</p> <p>●日本政策金融公庫(国際協力銀行業務)との適切な連携・協力を確保する。</p> <p>●事業の質の向上の観点から、JICA事業経験者等現地又は第三国のリソースを的確に把握し積極的な活用を図る。</p>	<p>・「人間の安全保障」の視点の事業への反映</p> <p>(参考指標:平和構築支援の実績(研修、マニュアル改訂等体制強化を含む))</p> <p>・民間連携に向けた取組の実績</p> <p>・事業における民間の活用(業務実施契約等)の実績</p> <p>・各種支援委員会等への学識経験者、NGO等の参加状況</p> <p>・専門家における国民各層の参加状況</p> <p>・国際会議等への参画及び他ドナーとの連携の実績</p> <p>・援助協調の枠組への対応の実績</p> <p>・「日本政策金融公庫」(国際協力銀行業務)との連携の実績</p> <p>・現地人材(現地コンサルタント・NGO等)の活用の実績</p> <p>・現地及び第三国リソースの把握状況(現地コンサルタント等の情報整理、帰国研修員ネットワークの整備状況)</p> <p>・関係者に対する安全対策の実績</p> <p>・コントラクター等向けの安全対策の実績</p> <p>・(変更前指標)資金協力(有償資金協力・無償資金協力)との連携の実績</p> <p>・(変更前指標)円借款と無償資金協力の計画策定に寄与した開発調査の実施状況</p>	小No.5: □	中No.4: □	<p>環境社会配慮については、平成22年度は、21年度完成させた新環境社会配慮ガイドラインの運用を開始した。新ガイドライン運用にあたっては、職員や相手国政府等関係者を対象に研修や説明会を積極的に実施しその内容への理解促進を図ったほか、新たに設置した外部専門家で構成される第三者委員会(環境社会配慮助言委員会)の全体会合を10回、ワーキンググループ会合を22回開催し、案件形成段階から環境社会配慮の確認を行った。会合は全て公開で行い、逐語議事録を機構ウェブページ上で報告するなど、積極的な情報公開及び意思決定の透明性を確保した。また、国際環境規格(ISO14001)に基づく環境マネジメントシステムを引続き適切に運用しつつ、システムを効率化したほか、外部機関の審査を受け入れ、25年10月まで認証を更新した。</p> <p>男女共同参画については、ジェンダー主流化推進体制の下、平成22年度は、ジェンダー視点を全ての事業の企画立案から実施に至るプロセスにおいて反映させる仕組みを強化するとともに、ジェンダー担当部署によるジェンダー視点に関するコメントの案件への反映状況の確認や、案件形成のための調査への参画等を通じて、より質の高いジェンダー配慮を促進した。また、国際機関との連携やジェンダーに関するパンフレットの作成等を通じて、機構のジェンダーに関する経験を踏まえた対外発信の強化に取り組むとともに、国連開発計画(UNDP)と連携した「気候変動とジェンダー」に関する研修を行う等、関係者のジェンダーに対する一層の理解促進に努めた。</p> <p>事業評価については、21年度までに確立した3つの援助手法全体として整合性のある評価手法の着実な実施と改善に取り組み、職員・現地職員の評価能力強化を支援し、評価の質の向上を促進した。事後評価については、対象案件数の増加等に対応しつつ評価の質を確保する観点から実施方法を見直した結果、外部評価の比率に減少が見られたが、目標値は上回った。今後、上記見直しを踏まえて適切な目標を検討予定である。事業評価に係る外部有識者委員会については、外務省の「ODAあり方検討最終とりまとめ」を受けて迅速に体制を見直し、評価のアカウンタビリティ・質・フィードバックの3本柱に係る助言を得る体制を築いた。評価結果の活用については、ホームページの検索機能付与等を通じて対外発信の強化に取り組んだ。また、協力プログラムの評価やインパクト評価は、事例研究や対象案件の拡充を進めた。コスト効率性に関する評価手法の開発に関しては、これまでの調査研究結果を整理し、技術協力における組み入れは困難であることが判明したが、費用対効果の明確化と向上に向けた今後の総合的な取組方針を策定した。</p>
		(ロ)独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・外務大臣の要請への対応</p>	小No.6: -		
		(ハ)機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図る。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求への対応の実績</p> <p>・個人情報保護体制の整備状況</p> <p>・わかりやすい広報に向けた取組</p> <p>・マスメディア等との連携の実績</p>	小No.7: □		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(二)事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインに則り、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。</p> <p>なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境に及ぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格(ISO14001)に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの適用実績 ・職員その他の関係者に対する研修の実績 ・国際環境規格認証の維持及びJICA環境マネジメントシステムの運用状況 ・省エネルギー・省資源への対応の実績(光熱水量および廃棄物量) ・「JICA環境方針」を踏まえた環境関連案件の実績 	小No.8: □	中No.4: □	<p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げて」いる。</p> <p>なお、効果的な事業の実施については、政府の開発援助政策に沿った協力方針や具体的な取組・成果について、引続き説明を求めるとともに、アフリカ支援については、MDGs達成に向けた支援を引続き推進することを期待する。BOPビジネスにおいては、市民の目線を尊重した案件形成・実施を期待する。また、アフガニスタン等、安全管理上の特別な配慮が必要な地域における安全管理・対策の強化に引続き取り組むことを期待する。</p> <p>情報公開、広報については、戦略的に広報活動が展開されており、アクセス数等の数値実績も良好である。国内向け広報の進展は評価できる。今後は国際社会における機構の取組の発信強化の観点から、在外広報を一層強化することを期待するとともに、引続き認知度等に関するモニタリングが求められる。</p> <p>環境社会配慮については、新ガイドラインに基づき、案件検討段階から環境社会配慮の確認や、公募による外部専門家で構成される第三者委員会の適切な運用等を継続し、客観性・透明性の高い取組が定着することを期待する。</p> <p>男女共同参画については、ジェンダー主流化に向け、ジェンダーに配慮した取組の推進を全ての事業において継続するとともに、その具体的な取組・成果のさらなる対外発信を期待する。</p> <p>事業評価については、3つの援助手法全体として整合性のある評価手法が定着し、質向上の取組が行われており、引続き、客観的な評価を期待する。評価結果のフィードバック体制が確立していることを高く評価する。また、プログラム・アプローチの進捗にあわせ、これまで取り組んできたプログラム評価の試行等で得られた知見を活かしつつ、協力プログラムの評価可能性を高める取組を進めるとともに、数値目標設定の徹底等、成果の明確化へ向けた取組を推進していくことが求められる。</p>
		<p>(ホ)男女共同参画の視点は重要であり、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー主流化推進体制の定着状況 ・職員その他の関係者に対する研修の実績 ・ジェンダーに配慮した事業運営の実績 	小No.9: ハ		
		<p>(ヘ)客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前から事後にいたる一貫した効率的な評価を実施する。 ●評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、外部有識者・機関等による評価を適切に実施する。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による評価件数を全評価件数の50%以上とする。 ●評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。 ●フィードバック機能を強化し、評価から得られた教訓の事業への活用を図る。 ●各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価について、実効性のある評価手法の確立に資するよう、調査研究を行い、その開発に取り組む。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一貫した評価の実施状況 ・(変更前指標)在外事務所による事後評価の実施回数 ・(変更前指標)青年海外協力隊事業および災害援助等協力事業における評価の実施状況 ・外部有識者事業評価委員会の開催実績 ・外部有識者・機関等が参画した事後評価の全事後評価件数に占める割合(50%以上) ・評価結果の公開状況 ・評価から得られた教訓の事業への活用状況 ・コスト効率性に関する評価手法の開発の取組 	小No.10: ハ		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2)各事業毎の目標 (イ)技術協力(法第13条第1項第1号)	<p>(i)技術協力業務は、開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的及び迅速に実施する。また、想定される投入要素の内容及び概算経費の精度の向上を図りつつ、案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定するとともに、案件の実施中に行う評価の結果を踏まえて当該案件の内容について適切に見直しを行う。そのために、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総合的な能力開発を重視した事業を実施し、その知見の蓄積に努める。 ●開発途上国支援における南南協力の意義と有効性に留意し、南南協力支援事業の効果的な実施を図る。 ●候補案件に想定される概算経費の標準的な算出方法を導入する。 ●案件実施に当たり、事業内容と積算内容の精緻化を図るとともに、実施中は、目標達成に向け、評価結果を踏まえ、進捗状況や外部状況の変化に応じて投入要素を機動的に見直すなど、事業マネジメントについて一層の向上を図る。 <p>(ii)研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。 また、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。 加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。 青年研修事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第三者の参加も得て事業の成果をより客観的に検証するため、事前から事後の事業評価のシステムを改善するとともに、課題毎に事業方針を定め、評価結果と併せて研修案件の改廃と新設に反映させるシステムを確立する。 ●海外、国内で実施することが妥当な研修案件の基準を策定するとともに、特に国内で実施する研修については、研修員個人の育成にとどまらず組織開発や制度改善を重視する。 ●日本の知識や経験が開発途上国の問題解決により効果的に活かされるよう、大学との連携などにより研修内容の付加価値を高め、研修の方法を改善するとともに、研修案件終了後のフォローアップ活動を充実させる。 ●青年研修事業について、開発途上国の援助課題に合致した技術協力が絞り込むことにより、研修効果を高める。 <p>(iii)相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。このため専門家については、</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な能力開発を重視した事業及び知見の蓄積の状況 ・南南協力支援事業の実績 ・標準的な概算経費算出方法の導入 ・計画内容の精緻化を図るための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・研修事業評価システムの改善 ・研修案件の改廃と新設の検討手順の改善 ・研修員受入事業の実施基準の策定 ・組織開発や制度改善を重視した研修の実績 ・研修内容・研修方法の改善 ・ソフト型フォローアップ協力の実績 ・援助課題に合致した研修内容への絞り込みの実績 	小No.11: 八	中No.5: 八	<p>技術協力の効果的な実施に向けて、総合的な能力開発を重視した事業及び南南協力支援については、事業の実施を推進するとともに、開発効果増大の観点から援助潮流として関心が高まっていることから、国際会議の場において機構の経験を積極的に発信した。また、研修の実施等を通じて、職員の事業マネジメントの向上を図った。 研修員受入事業については、事後評価制度を確立し、帰国後3年が経過した研修員を対象とした質問表による全数調査及び国を選定し特定分野・課題における分析を行う調査を実施した。また、研修事業による開発効果をさらに高めるため、案件の改廃の検討において、各国の協力プログラムに沿った研修の形成・実施を行なうための体制を強化した。 専門家については、民間人材を含めた幅広い人材の積極的活用を行う観点から、引続き公示・公募による人材の確保を推進するとともに、コンサルタント選定については、競争性の向上を図るさまざまな取組を実施するとともに、契約手続きの透明性向上の観点から、コンサルタント選定プロセス及び結果について、外部審査委員による審査・コメントを得る制度を試行導入した。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。</p> <p>なお、南南協力支援は、機構の経験・教訓の共有の観点からも研修を含め積極的な取組を期待する。また、研修員受入事業については、事後評価等を通じて帰国後のフォローアップを継続すべきである。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<ul style="list-style-type: none"> ●民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、人選基準を踏まえ、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。また、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。 ●人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の着実な実施と反映を図る。 <p>またコンサルタントについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コンサルタント選定における評価方法の見直し等を行い、競争性を一層高める。 ●緊急な選定手続きが必要と認められる案件については、引き続き迅速な選定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公示・公募による人選の割合、人選のための委員会の実施状況、及び人選基準や手続きの改善状況 ・人材の業績評価の実施・反映 ・コンサルタント選定方法の改善 ・緊急案件における選定手続の迅速化 			
	(ロ)有償資金協力(法第13条第1項第2号)	<p>(i)有償資金協力業務は、開発途上地域等に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上国の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●円借款事業及び海外投融資事業の適正かつ迅速な形成に努める。 ●我が国の政策的な優先度と開発途上国のニーズを踏まえた円借款事業及び海外投融資事業を促進する。 ●円借款及び海外投融資を通じて、開発途上国における経済活動の活性化による自立的な経済成長を支援する。 <p>(ii)円借款については、開発効果の持続性の確保と増大のために、借入国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持管理体制等が適切に整備されるよう、我が国及び機構の持つ知見等を活用しつつ、知的協力を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●円借款借入国との緊密な政策対話やマクロ経済調査等により、借入国の債務持続可能性等を把握し、事業実施能力の向上を図る。 ●円借款事業の開発効果を高めるための調査・研修等を今後とも推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ●地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップにより、円借款事業を通じた開発効果の向上に努める。 <p>(iii)海外投融資については、開発効果の高い事業を対象とするとともに、適切な監理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●開発途上国の開発政策等に沿い、開発効果の高い事業を対象として実施する。 ●過去の実施案件の十分な研究・評価を活かし、海外投融資事業の監理を適切に実施する。 ●地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップにより、海外投融資事業を通じた開発効果の向上に努める。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円借款事業の適正かつ迅速な形成の実績 ・政策優先度及びニーズの高い円借款契約締結の実績 ・経済社会インフラや投資環境整備等、民間経済活動の促進に資する円借款承諾の実績 ・開発途上国政府の政策対話、マクロ経済調査及び借入国の債務持続性分析に係る調査の実績 ・事業の実施や開発効果を高めるための調査及び研修の実績 ・地方自治体、大学、民間企業、NGO等の知見・参加を得て開発効果の向上に努めた円借款事業の実績 	小No.12: ハ	中No.6: ハ	<p>円借款については、東日本大震災の影響等により、新規承諾の規模は21年度を大幅に下回った。また、世界的な金融・経済危機対応としての緊急財政支援ニーズがなくなったことや、対主要通貨の急激な円高等により、貸付実行についても昨年度をやや下回る規模となったが、引続き技術協力と効果的に組み合わせた包括的な支援など、統合のシナジー効果を生む支援や、気候変動対策、アフリカ支援等の政策的優先度及び開発ニーズの高い事業の案件形成、実施に努めた。</p> <p>実施の迅速化に向け、案件の進捗監理の強化や、本邦技術活用条件(STEP)案件に係る詳細設計の機構による実施、当事者間での事業実施スケジュールの情報共有等を行ったほか、STEP案件の手続きの改善にも取り組んだ。また、各事業の開発効果を高めるため、常時のモニタリングを通じて進捗状況を随時把握し、早期の問題解決に取り組むとともに、案件形成・実施等の各過程における研修の実施、調査の実施とそこから得られた課題・教訓の相手国へのフィードバック、地方自治体・大学・民間企業・NGO等との連携に取り組んだ。</p> <p>海外投融資は、23年1月の閣議決定「新成長戦略実現2011」において「具体的案件の実施を通じて新実施体制の検証・改善と案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下で、再開する方針が決定された。機構は、第三者評価結果を踏まえ、再開に向けたリスク審査・管理体制の拡充を行った。</p> <p>官民連携で取り組むPPP(Public Private Partnership)インフラ事業に関し、民間からの提案に基づき事業計画策定を実施する枠組「協力準備調査(PPPインフラ事業)」を今年度より開始した。2回の公募を通じて、第1回目は9件、第2回目は2件の計11件の調査案件を今年度採択した。</p> <p>さらに、第4回アフリカ開発会議(TICADIV)での日本の公約を踏まえ、アフリカ支援のための円借款の活用として、24年度末までの時限措置として、従来からの中進国の4分野に加えて、アフリカの経済成長を通じた貧困削減に資する広域インフラ、農業及び農村開発案件等を、円借款の供与対象とすることとした。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。</p> <p>なお、道路、橋等のインフラ整備に加えて、MDGs達成及びポストMDGsも見据えた社会セクター、特に保健、教育分野への円借款の支援実績も積極的に増やすべきである。22年度は東日本大震災といった特殊事情により円借款の供与実績が減少したことには留意し、その23年度の新規承諾額・件数に対する影響については23年度の評価に当たって留意する必要がある。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(ハ) 無償資金協力(法第13条第1項第3号)	<p>(i) 無償資金協力業務については、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、条約その他の国際約束に基づき、案件を適正かつ効果的・効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについてはその案件が適正かつ効果的・効率的に実施されるよう、その促進に努める。</p> <p>(ii) 無償資金協力事業の競争性と透明性の一層の向上を図るとともに、工期設定の柔軟化、天災や大幅な物価変動といった予め想定できない事態に対する対応の最適化等、制度の改善に係る検討を進め、入札への参加拡大を図る。</p> <p>(iii) 積算審査の強化等の取組を実施し、総合的なコストの縮減を図る。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・入札参加拡大のための取組</p> <p>・総合的なコスト縮減に向けた取組</p> <p>・総合的なコスト縮減の実績</p>	小No.13: ハ	中No.7: ハ	<p>平成22年度は、改正機構法の施行により機構に移管された無償資金協力事業の実施に必要な業務について、21年度に行った制度整備のさらなる定着及び改善に取り組み、これまでの業務実施状況を踏まえ必要性が確認された資金管理や案件実施監理に関する新システムの開発に着手した。また、環境・気候変動対策無償やコミュニティ開発支援無償の予算拡大、アフリカやアフガニスタンでの公約達成に向けた案件形成・実施に適切に対応した。</p> <p>入札参加拡大の取組として、新規参入企業拡大のためのコンサルタント及び業者向け説明会を定期的に開催するとともに、入札参加者の誘引と案件の円滑な実施を目的として21年度より試行的に導入している予備的経費についてもガイドライン整備やコンサルタント及び業者向けの説明会等を通じて制度の定着に努めた。</p> <p>コスト縮減に向けた取組に関しては、20年度に策定した「ODAコスト総合改善プログラムフォローアップ実施要領」に沿って、22年度は閣議のタイミングに合わせ、計7回の関係各部へのヒアリング及びコスト縮減案の検討を含めた会議を開催した。その結果、案件ごとのコスト縮減の取組状況等について、施設案件全体で8.68%のコストを縮減した。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。</p> <p>なお、コスト縮減について、取組事例のホームページ上での公表は有意義であり、豊富な事例の公表を期待したい。</p>
	(ニ) 国民等の協力活動(法第13条第1項第4号)	<p>(i) 本号に基づくボランティア関連業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう留意しつつ、開発途上地域の発展に寄与するよう、協力の質的向上に努める。このため、引き続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポートを行う。また、事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。そのために、</p> <p>●プログラム化の中での他事業との連携促進及び他機関との協調等に対応する。</p> <p>●ボランティア人材を取り巻く参加環境や社会環境の変化にも対応しつつ、協力の質的向上に資するボランティア事業基盤の拡充につながる、募集・選考や訓練・研修方法の改善を通じた適格なボランティア人材の確保、特に社会還元にもつながる現職参加制度の拡充、現地活動の支援強化等に取り組む。</p> <p>●帰国ボランティアについては、社会還元のための環境整備を促進すべく、進路対策支援をはじめ、ボランティアの経験を活かす場の拡充に努める。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・ボランティア派遣実績</p> <p>・プログラムの中での他事業との連携状況</p> <p>・他機関との協調の実績</p> <p>・募集・選考方法及び訓練・研修方法の改善</p> <p>・現職参加促進の取組(教員、地方自治体、民間企業等を対象とした取組)</p> <p>・ボランティア経験者による社会還元の活動実績</p> <p>・帰国隊員に対する進路開拓支援の状況(キャリアパス研修の実績等)</p>	小No.14: ハ	中No.8: □	<p>平成22年度は、外務省及び機構にてボランティア事業のあり方についての抜本的な見直し方針の検討が進み、事業目的として①開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、②友好親善・相互理解の深化、③国際的視野の涵養とボランティア経験の社会還元、を打ち出すとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等も踏まえ、開発ニーズと合致したボランティア派遣、他事業との連携等進めた。また、他機関との連携については、引続きアジア諸国とのパートナーシップ促進の観点からアジアの新興ドナーとの連携に取り組んだ。また、教員の現職参加に向け現職教員特別参加制度拡大の取組を進めたほか、応募時の不安払拭やボランティア事業に対する社会的評価の向上を目的に、募集広報として日本の地域社会が抱える課題に取り組む帰国ボランティアの社会還元活動を発信する取組「日本も元気になる青年海外協力隊」について地方展開を図った。</p> <p>帰国ボランティアの支援に関しては、民間企業や厚生労働省、NGO、大学との連携や地方自治体への働きかけのほか、進路開拓支援セミナーやキャリアパス勉強会の実施等により、帰国隊員の就職活動を支援した。また、各種イベント、ホームページ等を通じて社会還元事例を紹介することで、ボランティア経験者による社会還元活動の促進及び情報発信を強化した。</p> <p>NGO等との連携については、草の根技術協力事業について、NGO側の要望にも応える形で、NGO等の参画促進や事業成果発現につなげるべく、個々の事業規模を拡大する制度改善を行い、募集を開始するとともに、経理手続き等の簡素化を一層進めた。また、NGO-JICA協議会において、技術協力におけるNGOとの連携や民間連携に関する分科会を設置し、具体的な連携の方策について検討を進めた。さらに、NGOの人材育成について、草の根技術協力事業の制度拡充も踏まえ、NGO等のニーズを踏まえた研修の実施等を行い、研修の参加者は平成21年度の実績を大きく上回る397人となった。広尾センター(地球ひろば)では、国民の関心の高い国際社会及び地球規模の課題をテーマとしてわかりやすく市民に紹介するための展示やイベントの開催、近年関心の高い企業の社会的責任(CSR)やソーシャルビジネスに関する国際協力活動の紹介等を行ったこと、また、NGO等の登録団体へのサポート充実を行った結果、地球ひろばの利用者数は18万人に達し、地球ひろば登録団体主催のセミナー、展示、報告会等の開催実績について約1,000件となり、それぞれ21年度の実績に比して2割増、4割増と大幅に増加したことは高く評価する。中期目標期間最終年度においては、NGO-JICA協議会での議論も踏まえ、より一層の連携強化に向けた具体的取組について検討を進めていく。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(ii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、NGO等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行う。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きのさらなる迅速化に心がける。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力事業の実施等により、NGO等との連携を推進する。また、そのためにNGO人材育成プログラムを推進する。 ●草の根技術協力事業については、幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努めるとともに、手続きの簡素化・迅速化を図り、事務合理化を行う。 ●草の根技術協力事業については、国民の主体的な発意が尊重され、かつ、現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。 ●地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外できめ細やかな支援を行うとともに、市民参加協力支援事業を実施する。 ●国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国際協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。その際、市民参加協力の全国拠点として広尾センター（JICA地球ひろば）を中心に国際協力に関わる市民団体の情報発信等の活動を支援する。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草の根技術協力事業の実績 ・NGO等との連携推進の状況 ・NGO人材育成研修等の実績 ・草の根技術協力事業への理解を得るための取組 ・草の根技術協力事業の手続きの簡素化（NGO等からの要望を踏まえた事務合理化） ・NGO等が活動するために必要な情報の整備 国数 ・海外における支援の実施状況 ・市民参加協力支援の実績 ・地球ひろばによる活動支援実績（来館者数、イベント・セミナー開催件数、登録団体数） 	小No.15: □	中No.8: □	<p>開発教育支援については、出前講座をはじめとする各種開発教育支援プログラムについて、質的改善に向けた取組を継続した結果、参加教員に対する満足度調査ではいずれのプログラムにおいても高い評価を得た。また、平成21年度に実施した教師海外派遣研修参加者に対する調査結果を踏まえ、文部科学省との意見交換や各都道府県における教育委員会との連携強化等に取り組んだ。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げて」いる。</p> <p>なお、ボランティア事業のあり方について抜本的な見直しが行われたことを高く評価する。今後は、本見直しに沿った効果的なボランティア派遣を実現し、開発課題の解決に資する事業実施や他事業との連携による事業価値の向上、ボランティアの質的向上及び経験者の社会還元活動の一層の促進に期待する。</p> <p>NGO等との連携、国民参加支援については、広尾センターは交通の便が良く、開催されるイベント等に、企画の工夫を行い参加者が毎年増加しており、かつ、NGOにとって活動報告等を行う環境としてNGO側の要望に応えるものであったため、その機能について高く評価する。政府の方針に基づき施設がなくなることは遺憾であるが、引続き、地球ひろばの機能が維持できるよう検討を進めるべきである。また、NGOの人材育成・能力強化について、国際協力への参画促進の観点から、引続き積極的な取組を行うことを期待する。</p> <p>開発支援教育については、機構事業に携わったNGOを含む関係者を開発教育に活用できるよう、関係者との協議等を通じた環境の整備を進めるとともに、開発途上国と日本の課題の関連性について理解を深める機会を提供することを期待する。</p>
		<p>(iii) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取組など教育現場との連携を実施する。 ●開発教育において重要な役割を担う教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを実施するとともに、そのフォローアップに努める。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力経験者による体験還元（出前講座）の実績 ・国内機関訪問への対応実績 ・開発教育に関するJICAホームページの充実 ・教員の国際協力現場への派遣実績 ・開発教育に関する研修の実施実績 ・プログラムに参加した教員に対するフォローアップ状況 	小No.16: ハ		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(ホ) 海外移住(法第13条第1項第5号)	本事業を推進するに当たっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をも併せもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意する。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、重点化を図る。その中で、国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修事業については、機構で実施する必要性に関する検証結果を踏まえて抜本的に見直す。また、移住者への影響にも十分配慮しつつ、調査統計事業及び営農普及事業について中期目標期間中に段階的に廃止する。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点化の状況 経済・技術協力との連携の実績 日本語研修の見直し 調査統計事業及び営農普及事業の段階的な廃止に向けた取組 <p>(参考指標: 海外移住資料館の入館者数、ホームページアクセス数)</p>	小No.17: ハ	中No.9: ハ	<p>個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性についての政府の判断を踏まえ、海外移住審議会意見に基づく政策の下、日系社会の動向・要望に係る情報収集を行いつつ、海外移住事業の高齢者福祉及び人材育成への重点化を図った。前年度に引続き、一般の経済・技術協力の枠組の中で、日系社会の支援を併せて行った。さらに、日本語研修の見直し等に関する政府の検討に資するよう、機構が実施する日本語研修事業の分析結果を外務省に共有した。また、営農普及事業については縮小し、平成23年度より廃止することとした。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。</p> <p>なお、高齢者福祉及び人材育成への重点化を引続き推進することを期待する。</p>
	(ヘ) 災害援助等協力(法第13条第1項第6号及び第2項)	<p>開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効果的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>(i) 国際緊急援助隊派遣の実施に当たっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効果的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図る。</p> <p>(ii) 緊急援助物資供与の実施に当たっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また、援助物資供与後、被災国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標時間内(被災国の要請受理後、外務省の指示を受け、救助チームは24時間以内、医療チームは48時間以内に本邦を出發)の救助チームおよび医療チームの派遣実績 訓練実績及び研修・訓練を反映した救助活動の実施状況 適切な規模及び内容の物資供与実績及びフォローアップの実施状況 NGOとの連携実績 	小No.18: □	中No.10: □	<p>平成22年度は、21年度に認定を受けた都市型捜索救助の国際的な能力検定であるIEC「重(ヘビー)」級認定を踏まえ、実際の派遣において同能力を発揮できる準備態勢の構築及び訓練体制の見直しを行うとともに、国際緊急援助隊の派遣(救助チーム3件、医療チーム2件、専門家チーム4件)を実施した。特にパキスタン洪水被害では、洪水起因の諸疾病に対応すべく効果的な医療活動を展開した結果、延べ3,501名という多数の患者の診療を行い、現地の医療ニーズに的確に対応した。</p> <p>さらに22年度は、国連人道問題調整部(UNOCHA)と日本政府の共催により、全世界を対象とした初めての取組となる「国際捜索救助諮問グループ(IN SARAG)第1回グローバル会議」において、機構は、UNOCHAと共同で事務局を務め、災害対応に関する国際協調体制の強化に貢献した。</p> <p>緊急援助物資の供与については、14カ国15件について迅速かつニーズに合致した対応を行うとともに、供与物資の配布・活用状況をモニタリングし、必要に応じて被災国政府に働きかけ、円滑な物資配布を促進した。また、パキスタン洪水災害において、先行して現地入りした災害人道医療支援会から情報提供を受け、国際緊急援助隊医療チームの活動地及び活動内容等の検討に活用するなど、現場レベルでNGOとの連携を行った。</p> <p>なお、東日本大震災において、機構は、国際救援の受入調整及び最新状況の海外発信の支援を目的に来日した国連災害評価調整(UNDAC)チームに対して、東京国際センターを活動拠点として提供、必要機材を貸与するなど、諸々のロジスティクス支援を行うとともに、UNDAC導入研修を修了している有資格者を同チームに参加させるなど、海外の災害に緊急対応すべく構築してきた機構の知見やネットワークを活用した活動を実施した。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を「上回って順調」であり、優れた実績を挙げている。</p> <p>なお、海外における災害緊急援助活動を通じて培った知見やネットワークを東日本大震災の現場で活用したことは、高く評価できる。また、災害緊急援助を行うにあたっては、ジェンダーを始めとした公平性・平等性に配慮した取組を一層推進することを期待する。</p>
	(ト) 人材養成確保(法第13条第1項第7号)	<p>国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成及び確保に努める。そのため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供及び相談業務、人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。 ●援助ニーズに対応した、能力強化研修等の適切な実施に取り組み、援助人材の能力開発・強化に努める。 ●人材育成をさらに幅広く行うため、インターンシップ制度、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際協力人材センターによる情報提供件数及び利用者数 専門家等登録件数 能力強化研修等の実績 インターン受入の実績 大学との連携講座の実績 	小No.19: ハ	中No.11: ハ	<p>国際協力人材の確保及び需要とのマッチングの促進の観点から、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」において、登録団体及び個人登録者のニーズを踏まえ、関連セミナーの実施と併せてコンテンツを拡充するとともに、利用者の利便性向上を図るためにトップページの全面改訂を行った。また、人材養成ニーズも踏まえた「能力強化研修」の実施及びインターンをはじめとする大学等と連携した人材養成に取り組んだ。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。</p> <p>なお、国際協力人材の養成に際しては、プログラム・アプローチ等の方向性と整合性のある人材養成戦略を強化するとともに、引続き、インターン受入等の本事業で育成された人材の活動状況のモニタリングがなされることを期待する。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(子)調査及び研究(法第13条第1項第8号)	開発途上国及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、戦略的、効果的な事業を実施するために必要な調査及び研究を行う。また、それらの成果に基づき対外発信の充実に努める。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・調査研究及び対外発信強化の取組 ・新研究所の体制整備	小No.20: ハ	中No.12: ハ	行政刷新会議による事業仕分けで示された政府方針に従い、執行予算を概算要求水準から3割削減しつつも、研究人材の拡充、共同研究及び研究ネットワーク構築を推進し、積極的な研究活動を進めている。その結果、22年度末時点では全ての研究が共同研究であり、80%が国際的な共同研究となっているほか、ワーキングペーパー14本、ポリシーブリーフ4本、書籍を4冊発刊するなどの研究成果を挙げるなど研究成果も現れてきており、これらの研究成果を題材に国際シンポジウムを主催するなど、各種学会、国際会議などの場での発表と合わせて積極的に発信を行っている。また、研究成果を基に世界銀行の「世界開発報告書2011」及び「世界開発報告書2012」のバックグラウンドペーパーを作成し、援助潮流への貢献を行っている他、フィリピンでは研究成果に基づく事業化調査が開始されるなど、機構が実施する具体的な事業への研究成果のフィードバックの推進にも努めている。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、限られた予算の中で質の高い研究を行っていることは評価でき、今後は、引続き政策実施機関としての優位性を発揮し、国際的な援助潮流に影響を与えるべく対外発信を強化していくとともに、事業形成・実施へのフィードバックを一層推進することを期待する。
	(リ)受託業務(法第13条第3項)	外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力を携わる幅広いソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・受託の実績	小No.21: ハ	中No.13: ハ	平成22年度は、受託業務の円滑な実施のために、受託業務手続きに関する手引きを作成するとともに、新規の受託事業として、アフガニスタンにおける受託事業の準備を進めた。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。
3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)	(1)予算(人件費の見積を含む。)別表1 (2)収支計画 別表2 (3)資金計画 別表3	運営費交付金を充当して行う業務については、「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。 融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、適切な軽減措置を講じる。また、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、償還計画の見直しを行う。 国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に行うとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用を行う。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・保有資産の売却等、施設利用収入等自己収入の確保、固定的経費の節減等の実績 ・債権回収の実績 ・ドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担の軽減に関する方策の実施状況 ・アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア共和国の償還計画の見直し ・寄附金の管理・運用状況	小No.22: ハ	中No.14: ハ	保有資産の売却については、平成22年度は、東京国際センター八王子別館の土地・建物、箱根研修所、保養所、職員住宅、旧タイ国事務所の土地・建物、全57物件の売買契約を締結した。自己収入のうち雑収入は21年度比654百万円の減収、固定的経費は電気使用料の抑制による光熱水料等の節減により、21年度比で107百万円節減した(本部の移転による事務所賃料増加分を除く)。また、当期総利益として1,129百万円を計上した。 融資事業の債権回収については、海外投融資事業としての関連法人への貸付を含め、適切に行った。 また、世界の人のためのJICA基金として、22年度は11,840,038円の寄附を受け入れ、NGO10団体に対して計9,131,978円を配分した。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、運営費交付金債務残高については、中期目標期間最終事業年度における着実な執行が求められる。また、次期中期計画に向けて、財務諸表におけるセグメント情報の充実に期待する。
4. 短期借入金の限度額		一般勘定 670 億円 有償資金協力勘定 1,500 億円 理由: 一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。 有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.23: ハ	中No.15: ハ	限度額の範囲内において、借入と返済を行った。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
5. 不要財産又は不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		東京国際センター八王子別館の土地・建物、職員住宅、保養所、箱根研修所の処分を計画(平成23年度末までに譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし、譲渡が困難な場合は、当該不要財産を国庫に納付することがある。)	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.24: ハ	中No.16: ハ	本中期目標期間中に処分を計画している各資産について、計画通り準備又は売却手続きを進め、東京国際センター八王子別館の土地・建物、職員住宅、保養所、箱根研修所の売却を行うとともに、国庫納付に向けた手続きについて関係省庁との調整を行った。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。
6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		ポリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、タイ国事務所土地・建物、東京国際センター八王子別館の土地・建物、中部国際センター土地・建物、職員住宅、保養所の処分を計画	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.25: ハ	中No.17: ハ	本中期目標期間中に処分を計画している各資産について、計画通り準備又は売却手続きを進め、タイ国事務所土地・建物の売買契約を締結した。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。
7. 剰余金の使途(有償資金協力勘定を除く。)		剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.26: -	中No.18: -	独立行政法人通則法第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることのできる積立金の実績がないことから、評定対象外とした。
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	(1)施設・設備に関する計画	業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。 平成19年度から平成23年度の施設・設備の整備に関する計画(単位:百万円) 施設・設備の内容 財源 予定額 中部国際センター建替え 施設整備資金 2,049 本部及び国内機関等施設整備・改修 施設整備資金 7,245 計 9,293 (注記)金額(「3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)」)にて記載のものについては見込みである。単位未満四捨五入の関係上、合計が一致しない。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.27: ハ	中No.19: ハ	一部工事について工期が複数年度にわたるために支払いが平成23年度となったこと等から、実際の執行額は当初計画を下回ったものの、施設・設備改修計画に基づき設計・施工監理、工事を実施した。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2) 人事に関する計画	<p>(イ) 方針</p> <p>効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲をさらに引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。 ●業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。特に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う体制において、各援助手法の習熟に資する職員研修を推進する。 <p>(ロ) 人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員数 1,827 人 中期目標期間中の人件費総額見込み(「3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)」にて記載のもの) 64,643 百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務成績の評価の実施状況 ・適材適所の人事配置 ・職員の能力開発の機会の提供実績 	小No.28: ハ	中No.20: ハ	<p>平成22年度は、新人事制度のさらなる定着及び改善に向けて、職員の制度に対する理解度及び現状認識等に関する21年度のアンケート調査結果を評価者研修等に反映するとともに、引続き同様の調査を実施し、モニタリングを行った。また、勤務成績の評価結果を引続き賞与及び昇給に反映させた。このほか、22年度は、役割と貢献に応じた処遇の徹底、機構固有の強みの蓄積・発揮を促す観点から、人事評価制度を一部変更し、このような制度変更に関する全職員向け説明会等を実施し、さらなる評価制度の理解・定着を図った。さらに、人材の有効活用等を図ることを目的に、22年10月より、管理職層をマネジメント職群とエキスパート職群に区分し、各々マネジメント能力と専門能力に突出した人材を育成する職群制度を導入するとともに、若手職員に対しては中長期的なキャリア開発の助言を与える「キャリア・コンサルテーション」を導入した。また、職員の「ワークライフバランス」を支援する観点から、21年度に導入された「勤務地限定制度」については22年度から申請者への認定を開始するとともに、次世代育成行動計画推進委員会を発足させ、「JICA行動計画」について効果的かつ円滑な推進を図った。</p> <p>人事配置については、統合効果の発揮、現場主義の強化といった組織の活動方針を実現すべく、海外拠点や国際機関への派遣の増員等の検討を行った。</p> <p>職員の能力開発については、階層別研修を一層充実させるとともに、事業マネジメント能力等の向上に資するよう各種専門研修を実施した。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等で指摘を受けている在勤手当については、現行制度を検証し無駄がないか精査するとともに、今後の制度のあり方について機構のみならず外部有識者の意見も踏まえ検討を開始した。また、23年度以降は、健康保険組合において健康保険の事業者負担料率をこれまでの62分の36.16から50/100の労使折半へと変更することが可決されたことに伴い、費用負担が減る予定。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。</p> <p>なお、人材の有効活用等を図ることを目的に、管理職層をマネジメント職群とエキスパート職群に区分化したことは評価できるが、本制度導入の効果及び影響のモニタリングが必要である。また、新人事評価制度等の定着に向けて、職員の理解促進に向けた一層の取組が求められる。更に、人事配置の適正化や職員の能力開発が引続き期待される。</p>
	(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項(法第31条第1項及び法附則第4条第1項)	(イ) 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務(有償資金協力業務を除く。)の財源に充てることとする。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.29: ハ	中No.21: ハ	<p>前中期目標期間の最終事業年度における積立金及び前中期目標期間中に回収した債権及び資金について、法令等に基づき、改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した支出の財源に充当するものとして、平成19年6月に承認を受けた。22年度は、システム等統合経費として12百万円を支出した。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。</p>
	(4) 中期目標期間を超える債務負担	中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	中期目標期間を超える債務負担の実績	小No.30: ハ	小No.22: ハ	<p>今期中期目標期間最終年度末及び次期中期目標期間初年度の事務の効率化と適切な契約期間とすることによる経費節減を図るため、中期目標期間をまたいで契約を締結することが合理的かつ効率的なものとして、平成22年度は42件の契約を行った。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(5) その他中期目標を達成するために必要な事項 (イ) 監査の充実	外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・監査の実績</p>	小No.31: ハ	中No.23: ハ	<p>会計監査人による監査、内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示、再発防止への注意喚起を行うとともに、その改善措置状況等についても組織内で共有し、組織全体としてフォローアップを行った。また、コンプライアンス態勢の強化に向けて、海外拠点における現地版のコンプライアンス・マニュアルの作成を継続するとともに、関係者に対するコンプライアンス研修の実施等を通じて、コンプライアンス意識の醸成を図った。さらに、内部統制強化の取組として、リスクモニタリングの枠組を導入するとともに、内部統制に係る基本方針、組織全体の重要リスクを理事会にてモニタリングする体制を整備した。法人の長のマネジメントとして、理事長がリーダーシップを発揮しつつ組織運営・業務遂行に当たるとともに、組織のミッションや課題を役職員に浸透させるための体制を整備し、これらが有効に機能している。また、監事監査の指摘を踏まえた業務の改善等に取り組んだ。</p> <p>各年度の業績評価については、平成22年度は、引続き内部評価体制(業績評価委員会及び外部検討委員)を活用し、21年度の業務実績報告のとりまとめ及び自己評価を行い、評価結果については、組織内で周知を行うとともに、的確に業務運営に反映した。また、開発援助を取り巻く内外の動向や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」などの外部からの指摘事項等に適切に対応すべく、業務実績モニタリングの枠組の見直しを行い、全職員向けに説明会を開催し周知を図るとともに、22年度業務実績のモニタリング及びとりまとめを行った。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。</p> <p>なお、東日本大震災の対応に関しては、地震発生当日に理事長を長とする安全対策本部を設置し、法人の長のリーダーシップの下、関係者の安否確認や国内拠点の被害状況の把握、国内拠点を活用した被災者支援を含む機構としての震災支援等について迅速に対応を行った。</p> <p>また、本業績評価結果が機構業務のPDCAサイクルに確実に反映されるよう、着実な運用を期待したい。</p>
	(ロ) 各年度の業績評価	各年度の業績に関し、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、業務運営に反映させる。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・内部評価の実施と評価結果に関する業務運営への反映</p>	小No.32: ハ		